

随意契約の結果の公表

(令和8年1月分)

総務部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(税込) (円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額(税込)		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額(円)		
納税証明書情報の外部との連携対応に伴う 税務総合オンラインシステム 改修業務	令和8年1月9日	島根県税務総合オンラインシステム 共同企業体 代表者: 富士通 Japan 株式会社 西日本公共ビジネス統括部(島根) シニアディレクター 湯川 洋 祐 松江市学園南二丁目10番14号	5,822,300	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、当該システムの開発及び維持管理を行っていることから当該システムやサーバ構成を熟知しており、当該システムの設定変更の設計・作業ができる唯一の者である。本県税務システムの確実な移行及び安定的な運用を確保するためには、当該システムに精通した当該事業者以外に選択肢はないため。	-	-	税務課	
自動車税申告書変更に係るOCR システム改修業務	令和8年1月27日	東芝デジタルソリューションズ 株式会社 中国支社 支社長 保本 秀和 広島県広島市中区鉄砲町7番18号	2,398,000	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、当該システムの開発を行っていることから改修作業ができる唯一の者である。システムの性質上、システム障害が発生した場合には、県民サービスに重大な影響を与えることとなるため、確実な作業が不可欠であることから、当該事業者社以外に選択肢はないため。	-	-	税務課	
税務総合オンラインシステム におけるプリンタ更新に 伴う業務	令和8年1月28日	島根県税務総合オンラインシステム 共同企業体 代表者: 富士通 Japan 株式会社 西日本公共ビジネス統括部(島根) シニアディレクター 湯川 洋 祐 松江市学園南二丁目10番14号	3,606,350	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、当該システムの開発及び維持管理を行っていることから当該システムやサーバ構成を熟知しており、当該システムの設定変更の設計・作業ができる唯一の者である。本県税務システムの確実な移行及び安定的な運用を確保するためには、当該システムに精通した当該事業者以外に選択肢はないため。	-	-	税務課	